

時間外労働及び休日労働に関する協定書

株式会社オマージュ 代表取締役 徳山宣武（以下会社と言う）と株式会社オマージュ 福岡営業所 労働者代表 川野有夢 は、労働基準法第 36 条の規定により労働基準法に定める法定労働時間を超えた労働で、かつ 1 日 8 時間、1 週 40 時間及び労働基準法における休日（毎週 1 日又は 4 週 4 日）における労働（以下 休日労働と言う）に関し、次の通り協定する。

第1条 会社は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 会社は必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間 令和八年三月三十一日 令和七年四月一日
				1 日	1 日を超える一定の期間		
					1 箇月	1 年	
・受注の増加に対応するため ・顧客の要望、クレーム処理に対応するため ・欠勤等の欠員に対応するため	社員	6	1 日 8 時間	5 時間	45 時間	360 時間	
	パート アルバイト	29					
	スタッフ	4					
	派遣スタッフ						

第3条 会社は、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
					令和八年三月三十一日 令和七年四月一日
・受注の増加に対応するため ・顧客の要望、クレーム処理に対応するため ・欠勤等の欠員に対応するため	社員	6	土曜日、日曜日、 その他会社が定める休日 但し、雇用契約により個別の定めをした場合は、その定められた休日	所定休日 9：00～18：00 7：00～16：00 8：00～17：00 10：00～19：00 11：00～20：00 12：00～21：00 13：00～22：00 但し、雇用契約により個別の定めをした場合は、その定められた労働時間	令和八年三月三十一日 令和七年四月一日
	パート アルバイト	29			
	スタッフ	4			
	派遣スタッフ				

第4条 会社は時間外労働を行わせる場合には、原則として前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また休日労働を行わせる場合は、原則として 2 日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第5条 第3条における所定休日のうち、原則として日曜日を法定休日とする。ただし、個別の定めをした場合において、月曜日を起算日とする 1 週について 2 日以上の日曜日の場合は、1 週における最終の日曜日を法定休日とする。

第6条 限度時間を超えて労働した場合、会社は相談窓口を設置し、相談内応に応じて始業時刻から終業時刻までに一定時間以上の休息時間の確保や健康診断の実施を行う。

第7条 第3条における法定休日労働については、1ヶ月について2日を限度とする。

第8条 第2条の表における1ヶ月の起算日は毎月1日、1年の起算日は4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

令和7年3月13日

株式会社オマージュ 福岡営業所
労働者代表 川野有夢



株式会社オマージュ
代表取締役 徳山宣武

